

議案第103号

藤岡市障害者就労支援センター及び藤岡市生活介護センターの指定管理者の指定について

藤岡市障害者就労支援センター及び藤岡市生活介護センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

平成30年11月29日可決

藤岡市長 新井雅博

記

- 1 施設の名称 藤岡市障害者就労支援センター及び藤岡市生活介護センター
- 2 指定管理者 所在地 藤岡市下栗須887番地1
名称 社会福祉法人 かなな会
理事長 小林敏夫
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで